

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

令和3年12月 1日 開会 9時59分 閉会 11時36分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

多賀信祥 上野安是 原田敬久 荒木謙二
三宅文雄 佐藤 豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 説明員

健康福祉部長 佐藤和也 健康福祉部次長 沖津幸弘
介護保険課長 中新純史 福祉課長補佐 藤田昌巳

(3) 事務局職員

事務局長 和田広志 主 幹 藤井隆史
主 任 多賀大祐

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（多賀信祥君） 皆さんおはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

〈議長挨拶〉

委員長（多賀信祥君） 本日の議題は、（１）請願第４号特別養護老人ホーム星の郷の美星での運営存続に関する請願についてから（４）その他でございます。

〈請願第４号 特別養護老人ホーム「星の郷」の美星での運営存続に関する請願について〉

委員（原田敬久君） 今の段階で質問は何件くらい来ているのでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 現時点で質問はいただいておりません。

委員（荒木謙二君） まず、指定期間が３年間、今後の需要を勘案してということでございます。これは美星での存続ということを求められておる請願でございます。３年後には改めてまた公募をするということを考えておるのかということをお尋ねします。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） ３年後、また新たに指定管理者の募集をかけるということで進めております。

委員（荒木謙二君） 今回と同様に、半年前ぐらいから公募をかけるということでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 応募されるのにもある一定の期間が必要かと思っております。今回と同じような格好にしたいと考えております。

委員（荒木謙二君） 今の星の郷の、施設の上の部分というのはまだ新しくて、前の美星国保診療所だったところについてはかなり年数がたっているというふうに思います。今後、近々で３０万円を超えるような施設改善というものが、来年１年あるいは２年、この３年間のうちでなければならぬという案件が想像できますでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 美星での説明会のときに、雨漏りの話があったと思いますが、そちらのほうにつきましては、早いうちに修繕したいと考えておまして、今荒木委員さんがおっしゃるような高額になるようなものではないと思っております。少し長いスパンで考えたときに、エアコン等の修繕が必要になってくるのかなとは考えております。

委員（荒木謙二君） １２月２１日までが募集期間ということで、１月に審査をして選定をされるということで、１社に決めてプレゼンなんですか、それとも数社来た場合は、数社によるプレゼンで今後審査会において審査をし、総合的に判断するということが書いてあるようですが、そのような考えでよろしいのでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 数社から応募があった場合は、全てのところからプレゼンを受ける予定です。

委員（荒木謙二君） 説明会には５社来られていたので応募されることを祈っているんですが、

もし応募がなかった場合、市の考え方というのはどういうふうな考え方でしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 現時点では、この公募によって前へ進んで行けるものと考えておりますが、もし応募がなかった場合には最初に市が考えておいた案も含めまして再検討していきたいと考えております。

委員（三宅文雄君） 指定期間が3年間であるのはなぜかということで、今後の高齢者人口の推移などを見ながら判断するというので3年間を決めたということをお話されたと思うんですけども、その根拠となるのはどういったことに基づいて3年間となったんですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） ある程度長い期間を安定的にお願いするほうが、法人にとっては応募もしやすく、入りやすいと思います。一方で、美星町、それから井原市全体なんですけど、今後の介護需要もだんだん変わってくることもあるかと思えます。そうしたときに、単に長いだけというよりは、応募期間を短くしてでもこのサイクルを繰り返すこと、そのたびにいろいろな変更事項も入れることができると思います。ですから、一遍契約して長いことよりも短いサイクルで変更しないといけないことはしていくというほうに考えて、その一番よい落としどころが3年という結論に達したものでございます。

委員（三宅文雄君） 当初の小田・後月三友会との星の郷の契約期間というのは相当長かったと思うんですが、当初の計画の時点では、そういった将来の見通しというものは判断してなかった上で契約をしたのかどうか。要するに、このたびは相当な期間を残しての辞退というものになったんですけども、それを見越したのであれば、小田・後月三友会の辞退によって生じた契約の残りの期間を指定期間にするというのは考えられなかったのかどうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 先ほども申し上げましたが、長いほどいいという部分とこれからのお年寄りの変化を考えたときに、どうしても今の残りの期間、8年、7年半にするよりは、やはりいろいろな考え方を盛り込んで、協定を結ぶごとに足りないところ、それから補っていくところとかをやっていくにはやはり短いほうがいいのかと思って3年にさせていただいております。

健康福祉部長（佐藤和也君） 少し補足をさせていただきますと、これまでは長期的に運営を委託するほうが、安定した運営が望めるという考え方もあったわけですけども、特に過疎地での人口減少でありますとか、高齢化の進展が急速に進んでおるとい現状では、その状況の変化に柔軟に対応するためには、長期的な委託よりももう少し短い期間の委託で条件の変更が可能であるというほうが、公募に当たって応募しやすい面もあろうかということで、このたびはそういった期間の変更をしたところでございます。

委員（三宅文雄君） 3年間というのは、行政の判断に基づくものなのか、それともこのたびは地元のほとんどの方が星の郷の美星での存続に署名されているわけなんですけれども、3年間

を指定期間にするに当たって、地元との協議というのはなされたのかどうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 請願を出された特養「星の郷」の存続を求める会には、このたびの公募をするに当たっては説明会をさせていただいております。

委員（三宅文雄君） 説明会にはどういった方々が来られたんですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 特養「星の郷」の存続を求める会の川本代表をはじめ、4人の方が参加されております。

委員（三宅文雄君） 市のほうから、期間を3年間で行こうと思うんだがということで、4人の方からはどういったご意見がございましたか。市のほうがこういう訳で将来を予測した上で期間を3年で考えているんだけどもということを提案したときに、参加されていた方々はどういった反応をされましたか。あったかなかったか分からないんですけども、例えば、いやもう少し、5年ぐらいにしてくれとか、残りの契約期間でしてくれとかというふうな、どういったご意見があったのでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 指定管理期間の3年については特に意見はございませんでした。

委員（三宅文雄君） ということは、市の側とすればもう3年で認めていただいたという理解の上で、こういった計画をしたと我々は理解すればいいんですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 私どももそう理解しております。

委員（三宅文雄君） 現地説明会を開催されたということですが、どういった内容の説明をされたんですか、この要綱に基づいての説明がほとんどだったんですか。それから、現地説明会に来られた5社からは、どういった内容のご質問があったのでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） まず、現地での説明会では、この募集要項に基づいて説明をさせていただきました。もちろんこれを全部説明はできませんので、確認事項として事前に訪問して説明させていただいている部分について、この間委員の皆さんにお配りしている1枚物のもう少し詳しい感じで説明をさせていただきまして、そこからの質問事項というのは、現法人がどうして辞退されたのかということに関して主な原因ということを知りました。それから、現在の建物の経過年数、それから、新しく参入しようとしてもやはり職員の採用というのが一番だということを皆さんおっしゃいました。現在の小田・後月三友会の職員がここに残ってくれるのかどうかというのは皆さんすごく興味を持たれておるところでございまして、そういう質問が出ました。

委員（三宅文雄君） その質問に対してはどういった対応をされましたか。例えば、先ほど言われたように、星の郷におられる職員を今後も継続していこうとかという市の考えはあるのかどうか、その辺はお答えにはならなかった、今後検討しますということで行かれたのかどうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 辞退の原因とかにつきましては、前回の市民福祉委員会で申し上げたとおりのことを申し上げました。それから、建物の経過年数については、そのまま年数を申し上げて、職員が残ってもらえるかどうかという話につきましては、職員自体は小田・後月三友会の職員のことなので、今後そういう話があるのかどうかというのは、この5業者が全部小田・後月三友会のほうに問い合わせをされると、小田・後月三友会のほうも困られると思いましたが、そういうことがどうなのかということは、私どものほうで小田・後月三友会と協議して、また後日回答させていただくというふうには回答しております。

委員（佐藤 豊君） 先ほどの三宅委員の質問と重複することを聞くかも分かりませんが、よろしくをお願いします。

3年という区切りについて、地元の方が3年後は存続しなくてもいいという思いなのか、一応は3年続けてください、その間に考えることは考えます、また請願とかでその後の継続もお願いするかも分かりませんという流れで3年ということで一応は収まっているのか、その辺はどのように理解をされておられますか。

健康福祉部長（佐藤和也君） 指定期間の3年につきましては、このたび令和7年9月末までの期間で募集をかけております。その後は、また3年になるか5年になるか、期間は別としまして、引き続き公募にかけるという形で、3年間で指定管理期間が終了というわけではなくて、引き続き募集をかけていく、施設の継続をしていくという市の方針を示しております。

委員（佐藤 豊君） 今回、指定管理者が決まれば一番ありがたいことなんですけども、3年間やってみてちょっと厳しいといった場合、その業者の方が降りられる可能性だってあるんですよ。だから、その時点でまた次の指定管理者を公募するという形なんですけども、基本的な行政の考えとして、四季が丘へ移転するということが自体は気持ちはどの程度将来的には持っておられるんですか。

健康福祉部長（佐藤和也君） 星の郷の運営につきましては、時間的な余裕がない中で四季が丘へ移転するという案を提示させていただいたところ、地元のほうから美星での存続を求める声があり、小田・後月三友会と協議をしてもう半年、令和4年9月末まで運営を続けるという回答を得まして、ここで公募をしたところでございます。星の郷につきましては、地域の声も住民の声もお聞きしておりますので、可能な限り現在地での運営をというふう考えております。

今、佐藤委員さんが言われていましたように、指定管理者のほうから運営が厳しいということで辞退された際には、その時点でまた地元の方とも協議して対応を検討していきたいというふう考えております。

〈なし〉

委員長（多賀信祥君）　　ここで執行部の方にはご退席願いたいと思います。執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

委員長（多賀信祥君）　　請願第4号特別養護老人ホーム星の郷の美星での運営存続に関する請願について、今後の進め方を委員の皆様にご協議いただきたいと思います。

〈休憩中、委員間討議〉

委員長（多賀信祥君）　　追加の調査等、目残りがあるかどうか、もしこれで調査については打ち切って我々が判断できるということであれば、私自身は定例会中の委員会で皆さんにお諮りいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（多賀信祥君）　　それでは、以上で請願第4号特別養護老人ホーム星の郷の美星での運営存続に関する請願についての審査は次回に継続とし、この件については終わります。

〈所管事務調査について〉

〈多賀委員長作成の2案「放課後児童健全育成事業について」及び「本市の救急医療体制について」の所管事務調査事項一覧表について協議を行った。その結果、「放課後児童健全育成事業について」は、多賀委員長が案を再作成し、開会日の委員会で改めて協議することに決定。「本市の救急医療体制について」は、開会日までに各委員で精査し、改めて協議することに決定。もう1案の「3回目のワクチン接種について」、委員から質疑事項を聴取し、開会日に案を出せるよう作成することに決定。〉

〈議会への提案について〉

〈別紙回答案のとおり回答することに決定。〉

〈その他〉

〈休憩中、事務局から行政視察の準備に関し、進捗状況を報告〉

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（多賀信祥君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

○ 議会への提案内容

内 容	協議先
<p>以下のように井原市新型コロナワクチンコールセンターへメールを書きました。</p> <p>議会の方からも申し入れしていただければ幸いです。ご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>---</p> <p>井原市新型コロナワクチンコールセンター 御中</p> <p>ワクチン接種の案内をするメールについては、いつまで継続されますか？</p> <p>先日の案内では件名に「11月中に接種を！」と書かれていますので、ワクチン接種の案内については、12月に入ったら、もうメールの配信やその他積極的な広報活動は終了していただくことを希望します。</p> <p>特に、必ず言及される「井原市では●割以上の方が2回接種を完了され」などの表現は、たとえ終盤であることの説明であるにしても用いないほうがよいと思います。接種は強制ではなく任意ですので、希望される方の人数を母数に何割の方が接種できたかが重要です。その数の把握に努めていただくべきかと思います。</p> <p>接種の案内は「接種を希望されている人に情報を届けようとしていること」が前提であることを、しっかり自己認識していただきたいです。今後も繰り返し案内すると、接種を希望しない方にとっては、「まだ接種していないのか？あなたが接種するまでワクチン接種を案内し続けるぞ！」という圧力に感じてしまう可能性があります。</p> <p>残り2割弱の中で、まだ希望されている人たちがいてもごく少数でしょう。ですのでまだ接種できていない理由を連絡してもらうのはどうでしょうか？よりピンポイントに支援の方法が明確になるのではないのでしょうか？ごく少数の希望されている人からの連絡なら業務上も問題ないと思います。</p> <p>そのような取り組みによって、井原市からのワクチン接種の案内を基本的には終了することができるだけでなく、接種を希望しない方々の人権を守ることができるのではないのでしょうか？</p> <p>希望しない人は、様々なメディアを通して接種の呼びかけが繰り返されることをずっと我慢してきていることと思います。そこに思いをはせて、マイノリティの気持ちに寄り添い、行動を選択できる井原市であっていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>市民福祉委員会</p>

《回答案》

このたびは、井原市メール配信サービス「11月中の接種を！新型コロナワクチン接種を検討されている方へ」の内容に対するご意見をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきましたご意見につきまして、井原市議会からご回答させていただきます。

井原市議会では、市民福祉委員会において井原市の市民生活部（窓口事務、市民活動、環境衛生など）、また、健康福祉部（社会福祉、介護保険、健康衛生など）の行政事務を所管に調査を行っております。

保健行政における新型コロナワクチン接種については、接種開始当初からワクチンの供給量、予約を含めた接種の進め方、そして、進捗状況などを調査してまいりました。

3回目の接種が予定されている現状ですが、今後をご意見をいただいた井原市メール配信サービスや緊急告知端末器「お知らせくん」などでの広報活動による周知についても、接種しない権利や接種できない方に対する配慮を欠くことのない情報発信について考慮した調査を引き続き行ってまいります。